

発委第7号

平成24年9月21日

浪江町議会議長 吉田 数博 様

提出者 浪江町議会運営委員会
委員長 鈴木 辰行

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め
責任ある対応を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則
第14条第3項の規定により提出します。

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め

責任ある対応を求める意見書（案）

去る7月5日、衆参両院議長に対し国会事故調査委員会から東京電力福島原子力発電所事故に関する報告書が提出された。この中では、今回の事故を「人災」と断定している。これは、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊」が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は『自然災害』ではなく明らかに「人災」である。としている。

このことは、これまで国策として原子力行政を推進してきた国の責任が極めて重大であるということに他ならない。そこで、下記のとおり求める。

記

- 1 国は、速やかに今回の事故を「人災」と認めること
- 2 被災者の一刻も早い生活再建に向け、国は主体的に取り組むこと
- 3 プラント事故の収束宣言を撤回し、完全な収束に向けて取り組みを進めること

以上

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

総理大臣 野田佳彦 殿
経済産業大臣 枝野幸男 殿
復興大臣 平野達男 殿
環境大臣 細野豪志 殿
文部科学大臣 平野博文 殿 〆

福島県双葉郡浪江町議会